

かつ」に、「本節」を「この節」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 個人の行う事業に対する事業税は、個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として、その個人に課する。

第40条第1項を次のように改める。

法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

ア 付加価値割 各事業年度の付加価値額

イ 資本割 各事業年度の資本等の金額

ウ 所得割 各事業年度の所得及び清算所得

(2) 特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。) 各特定信託の各計算期間の所得

(3) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業 各事業年度の収入金額  
第40条第3項中「所得による外」を「所得によるほか」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項第1号アの各事業年度の付加価値額は法第72条の14の規定により、同号イの各事業年度の資本等の金額は法第72条の21の規定により、同号ウの各事業年度の所得、清算所得及び同項第2号の各特定信託の各計算期間の所得は法第72条の23の規定により、同項第3号の各事業年度の収入金額は法第72条の24の2の規定により、前2項の所得は法第72条の49の8及び第72条の49の10の規定により算定する。

第41条の見出し中「税率」を「税率等」に改め、同条第1項を次のように改める。

法人の行う事業(特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。)並びに電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第39条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本等の金額に100分の0.2を乗じて得た金額

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の4.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の8.6

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の7.5

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の8.4
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の11

第41条第2項中「前項の各事業年度の所得又は」を「第1項の各事業年度の所得又は第2項の」に、「税率」を「額」に、「同項第2号又は第3号」を「第1項又は第2項」に、「特別法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の7.5とし、その他の法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の11」を「次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第4項とする。

(1) 第39条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本等の金額に100分の0.2を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得及び清算所得に100分の8.6を乗じて得た金額

エ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の11を乗じて得た金額

(2) 特別法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の所得及び清算所得に100分の7.5を乗じて得た金額

イ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の7.5を乗じて得た金額

(3) その他の法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の所得及び清算所得に100分の11を乗じて得た金額

イ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の11を乗じて得た金額